議　　長　日程第１「議案第40号松田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　議員の皆様、おはようございます。本日も何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第40号松田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成27年12月２日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。よろしくお願いいたします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長　それでは、御説明申し上げます。今回提案しました２つの条例の一部改正は、目的とするところが同じでございますので、１つの改正条例として提案させていただいておるものでございます。平成24年８月に被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法を初め、私どもの地方公務員等共済組合法などが改正され、公布されました。その一部の規定が本年10月１日から施行される政令が出されましたことに伴い、今回この条例改正を行うものでございます。

その内容についてでございますが、その年金たる補償、傷病補償年金とか障害補償年金、遺族補償年金等について、並びに休業補償ですね、同一の事由により厚生年金保険法等他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等、社会保障給付が支給される場合に調整を行うことという規定をされた部分について改正するところでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表のほうで御説明させていただきますが、まず、この表、わかりづらい表ではございますが、基本的には、その調整率等は変わっておりません。ほぼ同じでございます。その、現在受けている方あるいは受ける方について、ここで改正によって損する、得するみたいなことはないようにという部分を含めた調整というふうにお考えください。

唯一変わっているというか付加された部分でございますが、参考資料のページでいきますと７ページ、消防団員等公務災害補償条例の一部改正の部分、ここでですね、改正案のところの…ちょっと読み上げさせていただきます。傷病補償年金（第18条の２に規定する公務上の災害、次のページへ行きまして、に係るものを除く）。これは一般的な公務災害の例でございまして、その２のところ、同じく傷病補償年金（第18条の２に規定する公務上の災害に係るものに限る）というふうな区分けがありますが、その２のほうのところがですね、消防団の公務災害の特徴というか、災害時とか火災時等で極めて危険度の高い現場への出動に係る場合とそれ以外の場合ということの区分でされているわけで、その危険度の高い場合に受傷されたような場合でも、そこでの割り増し分がここの調整で損することのないような形での率がちょっと通常よりも高い率になっているというようなことで御解釈いただければありがたいと思います。そういう内容でございます。

そのほかの部分につきましては、条例改正に伴う、法律改正に伴う字句の訂正ということで御理解いただきたいと思います。

それでは、本文のほう、10ページにお戻りいただきまして、下段、附則でございます。施行期日等、この条例は公布の日から施行する。

２として、松田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、２の内容につきましては、この10月１日を適用日とする今回の一部施行なんですが、それ以前に発症したものについては、従前の、その２の最後のところですね、なお従前の例によるという部分でございます。

それから、３、これにつきましては、同じく10月１日を適用日とするわけですが、それ以前から旧この条例で適用を受けて支払われていたもの、それが適用日以降、調整が必要になる場合があります。そうした場合、今まで払われていたものについては、その３の最後の文章ですが、内払いとみなすという、これもその経過措置に係る規定でございます。

４でございますが、これも改正前の国家公務員共済組合法並びに地方公務員共済組合法による職域加算の受給者、そういったものを受けていた場合におい

てはですね、その職域加算部分が調整で減されることのないように、この場合には、附則第５条１の規定は適用しないということの説明でございます。

第５、第６については、これは消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置ということで、５については今さっき説明しましたけれども、２と同じ内容ですね、従前の例によるという場合。それと、６については内払いとみなすという規定でございます。

以上、説明を終わらさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですか、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第40号松田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。